

大浪 第 号  
年 月 日

## 浪速区役所後援名義 使用承認決定通知書

様

大阪市浪速区長

年 月 日付けで申請のあった後援名義使用について、次のとおり承認します。

事業名	
主催者	

### 【承認条件等】

- 1 後援名義使用を当該事業以外に行わないこと。
- 2 申請時に提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに後援名義使用承認内容変更届を提出すること。
- 3 承認要件を満たさなくなつたと認められるとき、申請内容と著しい相違が認められるとき、その他不適当と認められる行為があったときは、その承認を取り消す場合がある。
- 4 承認が取り消されたことによって生じる損害について、浪速区役所は一切補償しない。
- 5 承認を行った事業において発生した事故等について、浪速区役所は損害賠償その他の責任は負わないものとする。
- 6 当該事業が完了したときは、事業完了報告書及び事業の収支がわかる書類並びに告知用チラシやパンフレット等、成果物がある場合はその現物を事業終了後1か月以内に提出すること。